

令和5年度第3回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和6年3月8日(金)午前10時00分～午前10時23分

【場 所】 市役所本庁舎地下1階デジタル戦略推進局会議室

【委員出席者】 段林 君子 委員長、鈴木 光 副委員長、河森 計二 委員、
中川 晶比兒 委員、毛利 節 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進
担当係長、職員部人事課調査担当課長、服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項本文の規定により、原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報等の運用状況について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料）について報告があった。

3 職員の休暇不正取得に係る通報について

(1) 通報の概要

職員は、生理になった日の翌日が祝日であったため、祝日に生理休暇（現 健康管理休暇）を取得する場合の服務上の取扱いについて、同僚職員に質問し、祝日としての休暇となるため休日勤務手当は支給されない旨の回答を得た。これを受け職員は、祝日の同休暇取得を見送り勤務し、その6日後に同休暇を取得した。

このことが特別休暇の不正取得にあたる旨の職員の不正行為に関する情報が通報された。

(2) 調査結果の報告

関係者への聞き取り等を行った結果、生理休暇取得の事実があったものの、取得は適正なものであり、通報にあるような不正取得の事実は認められなかったとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり（○：委員、●：市の関係部局）。

○当該職場において、女性職員が生理休暇を取得しやすい環境になっているのかどうか。

●生理休暇については、職員から生理により就業困難な状況にあるとの申出があれば取得を認める運用としており、当該職員についても、通報があった月以外にも、同休暇を適宜取得している状況にある。職場環境としても、必要時には休暇を取得できる環境にあると考えている。

4 その他

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。